

平成26年12月16日（火曜日）

議事日程第4号

平成26年12月16日（火曜日）午前10時開議

- 第1. 委員長審査報告
- 第2. 議案第156号 由利本荘市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案
- 第3. 議案第157号 由利本荘市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第4. 議案第158号 由利本荘市営住宅設置条例の一部を改正する条例案
- 第5. 議案第159号 東由利中学校改築工事（建築主体）請負変更契約の締結について
- 第6. 議案第160号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第7. 議案第161号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第8. 議案第162号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第9. 議案第163号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第10. 議案第164号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第11. 議案第165号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第12. 議案第166号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第13. 議案第167号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第14. 議案第168号 交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 第15. 議案第169号 由利本荘市土地開発公社の解散について
- 第16. 議案第171号 平成26年度由利本荘市一般会計補正予算（第12号）
- 第17. 議案第172号 平成26年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第18. 議案第174号 平成26年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（第3号）
- 第19. 議案第176号 平成26年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第4号）
- 第20. 議案第178号 平成26年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
- 第21. 議案第180号 平成26年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 第22. 議案第182号 平成26年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算（第5号）
- 第23. 議案第184号 平成26年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 第24. 議案第187号 平成26年度由利本荘市ガス事業会計補正予算（第4号）
- 第25. 議案第188号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例案

- 第26. 議案第189号 由利本荘市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 第27. 議案第190号 由利本荘市消防庁舎建設（建築）工事請負変更契約の締結について
- 第28. 議案第191号 高機能消防指令センター総合整備工事請負変更契約の締結について
- 第29. 議案第192号 消防救急無線デジタル化整備工事請負変更契約の締結について
- 第30. 議案第193号 平成26年度由利本荘市一般会計補正予算（第13号）
- 第31. 請願第2号 政府による緊急の過剰米処理を求める意見書提出についての請願
- 第32. 請願第3号 農業委員会、企業の農地所有、農協改革など「農業改革」に関する意見書提出についての請願
- 第33. 請願第4号 集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定に基づく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める請願
- 第34. 陳情第9号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書提出についての陳情
- 第35. 陳情第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書提出についての陳情
- 第36. 陳情第12号 介護従事者の処遇改善を求める意見書提出についての陳情
- 第37. 陳情第14号 介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出に関する陳情
- 第38. 陳情第16号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める意見書提出についての陳情
- 第39. 継続審査中の陳情第8号 消費税10%への引き上げの中止を求める意見書提出についての陳情
- 第40. 継続審査について
- 陳情第13号 労働法制の改悪に反対し安定した雇用の実現を求める意見書提出についての陳情
- 陳情第15号 専ら被保険者の利益のための年金積立金の安全かつ確実な運用に関する意見書提出についての陳情
- 第41. 追加提出議員発案の説明並びに質疑
- 議員発案第4号 1件
- 第42. 議員発案第4号 地域経済の発展と雇用の安定に関する意見書の提出について

本日の会議に付した事件

第1から第42までは議事日程第4号のとおり

第43. 追加提出委員会発案の説明並びに質疑

委員会発案第3号から委員会発案第5号まで 3件

第44. 委員会発案第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書の提出について

第45. 委員会発案第4号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について

第46. 委員会発案第5号 介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出について

出席議員（26人）

1番 鈴木和夫	2番 三浦秀雄	3番 伊藤岩夫
4番 今野英元	5番 佐々木隆一	6番 湊貴信
7番 佐藤徹	8番 吉田朋子	9番 三浦晃
10番 高野吉孝	11番 渡部専一	12番 大関嘉一
13番 高橋和子	14番 伊藤順男	15番 渡部聖一
16番 高橋信雄	17番 井島市太郎	18番 佐藤勇
19番 渡部功	20番 佐藤譲司	21番 佐々木慶治
22番 長沼久利	23番 佐藤賢一	24番 梶原良平
25番 土田与七郎	26番 村上亨	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	長谷部誠	副市長	石川裕
副市長	小野一彦	教育長	佐々田亨三
企業管理者	藤原秀一	総務部長	阿部太津夫
企画調整部長	伊藤篤	市民福祉部長	真坂誠一
農林水産部長	三浦徳久	商工観光部長	渡部進
建設部長	木内正勝	矢島総合支所長	佐藤晃一
岩城総合支所長	吉尾清春	東由利総合支所長	伊豆葵
鳥海総合支所長	高橋建	教育次長	佐藤一喜
消防長	佐々木助行	総務課長	佐藤光昭
財政課長	井上寿子		

議会事務局職員出席者

局長	三浦清久	次長	鎌田直人
書記	佐々木紀孝	書記	小松和美
書記	佐々木健児	書記	今野信幸

午前 9時59分 開 議

○議長（鈴木和夫君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は26名であります。出席議員は定足数に達しております。

この際、お諮りいたします。本日、議員発案の追加提出がありましたので、議会運営委員会を開催し、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これに御異議あり

ませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第4号をもって進めます。

それでは、本日の議事に入ります。

○議長（鈴木和夫君） 日程第1、これより議案第156号から議案第169号まで、議案第171号、議案第172号、議案第174号、議案第176号、議案第178号、議案第180号、議案第182号、議案第184号、議案第187号から議案第193号までの29件、請願第2号から請願第4号までの3件、陳情第9号、陳情第11号から陳情第16号及び継続審査中の陳情第8号の8件の計40件を一括上程し、各委員会の審査と経過について委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。18番佐藤勇君。

【総務常任委員長（佐藤勇君）登壇】

○総務常任委員長（佐藤勇君） 総務常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日に付託されました案件を除き、条例関係2件、補正予算3件、その他2件、請願1件の合計8件であります。

なお、これに継続審査中の陳情1件を加えました9件の審査結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例関係の案件であります。

議案第156号コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案についてであります。これにつきましては、西滝沢コミュニティセンターの用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第188号地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。これにつきましては、市の総合計画の基本構想及び基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御報告申し上げます。2件の条例の一部改正につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第160号公の施設の指定管理者の指定についてであります。これにつきましては、今年度末で指定期間が満了となる岩城地域の8集会施設と西滝沢水辺プラザ、合わせて9つの施設について、選定委員会の審議結果に基づき、平成27年4月1日から、8集会施設については各自治会等と10カ年、水辺プラザについてはNPO法人西滝沢子ども水辺協議会と4カ年、それぞれ指定を更新しようとするものであります。

この公の施設の指定管理者の指定につきましては、条例の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第169号土地開発公社の解散についてであります。これにつきましては、去る10月16日の土地開発公社理事会で解散が同意されたことにより、議会の議決を得ようとするものであります。提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算の案件であります。

初めに、議案第171号一般会計補正予算（第12号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では15款から20款、歳出では1款、2款、9款、12款並びに地方債の追加及び変更であります。

歳入の15款県支出金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の追加、各統計調査費委託金の確定に伴う減額並びに増額、16款財産収入では、市有地、分譲宅地、更新済み車両及び鉄くず材等の売り払い代金の追加、17款寄附金では、ふるさとさくら基金費寄附金の追加、18款繰入金では、地域雇用創出推進基金からの繰入金の増額、19款繰越金では、歳出に係る一般財源分としての増額、20款諸収入では、移転補償費や宅地分譲地の売却に伴う下水道受益者負担金の追加であります。

歳出では、1款議会費で、職員人件費の減額及び燃料費の増額、2款総務費で、職員の時間外勤務手当や臨時的雇用職員に係る経費の増額、松ヶ崎基幹集落センターのエアコン改修工事費、社会保障・税番号制度事業費の追加、ふるさとさくら基金費の増額、農業委員選挙費の確定に伴う減額、各統計調査費の確定に伴う精査などであり、9款消防費では、雪上車のオペレーターに係る経費の措置や同報系防災行政無線に係る電気料の増額などであり、12款公債費で、長期債の繰上償還に要する経費の増額が主なものであります。

また、地方債では、土地改良施設整備事業について、起債限度額100万円で追加し、また消防施設整備事業など、7事業に係る起債限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第176号情報センター特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入では、新規加入負担金や電気通信使用料の減額、一般会計繰入金や保険収入の増額が主なものであり、歳出では、職員手当、電気料及び機器修繕料の増額、IP音声告知端末機器購入費やサーバー借り上げ請負差額の減額が主なものであり、歳入歳出それぞれ227万2,000円減額し、補正後の予算総額を4億37万6,000円にしようとするものであります。

次に、議案第193号一般会計補正予算（第13号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入19款及び歳出2款であります。

歳入では、歳出に係る一般財源分として、19款繰越金を増額し、歳出では、2款総務費で、新市誕生10周年記念式典の開催に係る経費を増額しようとするものが主なものであります。

以上、御報告申し上げました3件の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、請願・陳情であります。

請願第4号集团的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定に基づく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める請願についてであります。

この請願につきましては、閣議決定の内容がわかりやすく国民に説明がなされていないのではないかとの意見のほか、日本は相手には守ってもらうのに、自分は相手を守らないなど、利己主義的と他国から見られており、安全保障の面で国際的に孤立するおそれがあるのではないか、また請願の中では、時の政権が我が国の存立が脅かされるなど、明白な危険があると判断した場合には、他国の戦争に参加することが可能とのことであるが、これは閣議決定を拡大解釈しているのではないかなどの意見があり、慎重に審査した結果、今回の閣議決定は、日本を取り巻く国際的安全保障環境の変化に適切に対応できる安全保障体制の構築を目的として、憲法9条下において認められる自衛の措置について、これからの日本の安全保障制度のあり方を示しているものであり、国の存立を全うし、国民の命と平和な暮らしを守るための必要最小限の自衛の措置を認めるもので、他国の防衛自体を目的としているものではないものと判断し、不採択とすべきものと決定した次第であります。

次に、継続審査中の陳情第8号消費税10%への引き上げの中止を求める意見書提出についての陳情であります。これは、地方経済と住民の暮らしを守るため、国に対して意見書の提出を求める陳情であります。

この陳情につきましては、消費税の5%から8%への引き上げが個人消費を押し下げる大きな要因となっているのではないかなどの理由から、陳情内容（願意）に賛同できる部分はあるとの意見がある一方、消費税10%への引き上げは、平成24年6月の民主党、自由民主党、公明党の3党間による社会保障と税の一体改革に関する合意に基づくものであり、年金や医療制度などは国民全体で支え合うべきで、毎年1兆円ずつふえ続ける、これらの社会保障費には安定財源を確保しなければならない状況にあるとの意見があり、また消費税への軽減税率導入についても検討されていることも考慮すべきなど、委員相互が意見を取り交わし、慎重に審査した結果、不採択とすべきものと決定した次第であります。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 次に、教育民生常任委員長長の報告を求めます。13番高橋和子さん。

【教育民生常任委員長（高橋和子君）登壇】

○教育民生常任委員長（高橋和子君） 教育民生常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日付託分を除き、条例関係1件、補正予算5件、契約関係4件、その他2件、陳情6件の計18件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例関係について御報告申し上げます。

議案第189号国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を39万円から40万4,000円に引き上げるため、条例の一部を改正しようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、産科医療補償制度に加入している医療機関等での出産の場合の加算額について

は、3万円から1万6,000円に改められ、現行の支給総額42万円は維持されるものであります。

次に、補正予算について御報告申し上げます。

初めに、議案第171号一般会計補正予算（第12号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入13款から16款、20款、21款と、歳出2款から4款、9款、10款及び債務負担行為の追加であります。

初めに、歳入についてであります。13款使用料及び手数料は、墓地公園等使用料及び焼却場使用料の追加が主なものであります。

14款国庫支出金は、保険基盤安定制度負担金の追加及び臨時福祉給付金給付事業費補助金の減額が主なものであります。

15款県支出金は、保険基盤安定制度負担金及び福祉医療費補助金の追加が主なものであります。

16款財産収入は、鉄・アルミ・古紙などの売り払い単価確定に伴う収入の追加であります。

20款諸収入は、平成25年度介護給付費分担金及び地域支援事業分担金に係る広域市町村圏組合からの精算金の追加並びに地域支援事業受託収入の減額が主なものであります。

21款市債は、消防施設整備事業債の追加及び道川・亀田小学校解体事業債の減額であります。

次に、歳出についてであります。人件費以外の主な部分について御報告申し上げます。

2款総務費は、マイナンバー制度導入のための住基システム改修事業が所管がえとなったことに伴う、3項戸籍住民基本台帳費の減額が主なものであります。

3款民生費は、1項社会福祉費において、福祉医療支給事業費及び国民健康保険特別会計繰出金の追加並びに臨時福祉給付金給付事業費の減額が主なものであります。

2項児童福祉費においては、平成25年度母子家庭等自立支援給付金支給事業の事業費確定に伴う精算返納金など、ひとり親家庭福祉事業費の追加が主なものであります。

3項生活保護費においては、平成25年度国庫負担金精算還付金の追加が主なものであります。

4款衛生費は、1項保健衛生費において、診療所運営特別会計への繰出金が主なものであります。

2項清掃費においては、リサイクル施設運営負担金の精算返還金のほか、本荘及び矢島島海清掃センター等の管理費の増減額が主なものであります。

9款消防費は、燃料費や修繕費など、消防対策費の追加が主なものであります。

10款教育費は、1項教育総務費において、平成27年度教科書改訂に伴う教師指導書購入に係る経費の追加が主なものであります。

2項小学校費においては、各学校における光熱水費の追加及び道川小学校解体工事で仮設道路が不要となったことに伴う関連経費の減額が主なものであります。

3項中学校費においては、各学校における光熱水費、修繕費及び対象生徒の増加に伴う就学援助費の追加が主なものであります。

4項幼稚園費においては、対象園児の増加に伴う幼稚園就園助成事業費の追加が主な

ものであります。

5項社会教育費においては、各社会教育施設及び各公民館の管理費の追加が主なものであります。

6項保健体育費においては、市総合体育館等の各種体育施設管理費や炊飯委託業者の変更に伴う給食運営管理費の追加が主なものであります。

最後に、債務負担行為についてであります。中学生を対象とした由利本荘・にかほ地域ピロリ菌抗体検査事業に係る経費を来年度において400万円を限度額として追加しようとするものであります。

次に、議案第174号診療所運営特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入においては、一般会計繰入金追加及び診療収入の減額、歳出では、医薬材料費を初めとする鳥海診療所運営費の減額が主なものであり、歳入歳出それぞれ6,385万9,000円を減額し、補正後の予算総額を4億726万4,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました2件の補正予算につきましては、次の意見を付し、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

意見。

診療所運営特別会計において、1億円余りの一般会計繰入金が必要となったことは、鳥海診療所の外来・入院患者減少に伴う、診療収入の大幅な落ち込みが主な要因である。

診療所の運営改善については、地域住民との意見交換など、今後の十分な議論を必要とするところであるが、予算措置を初めとするこのたびの一連の対応は、若干迅速さに欠ける面があることから、経営状況等を注視し、時期を捉えた早期の対応に留意されたい。

次に、議案第172号国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入においては、一般会計繰入金及び前年度繰越金の追加並びに退職被保険者等国民健康保険税の減額、歳出では、一般被保険者療養給付費及び平成25年度療養給付費等負担金精算返還金の追加並びに退職被保険者等療養給付費の減額が主なものであり、歳入歳出それぞれ9,759万7,000円を追加し、補正後の予算総額を100億1,902万4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第178号介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入においては、前年度繰越金の追加、歳出では、光熱水費を初めとする鳥寿苑一般管理費の追加が主なものであり、歳入歳出それぞれ314万8,000円を追加し、補正後の予算総額を7億9,980万円にしようとするものであります。

次に、議案第193号一般会計補正予算（第13号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入20款及び歳出3款であります。

いずれも平成25年度児童手当交付金確定による精算に伴うものであり、歳入20款諸収入は、国からの交付金の追加、歳出3款民生費は、国への返還金の追加であります。

以上、御報告申し上げました3件の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、契約関係の案件であります。

議案第159号東由利中学校改築工事（建築主体）請負変更契約の締結についてであります。これは村岡・長田特定建設工事共同企業体代表者村岡建設工業株式会社と契約

締結中の同工事について、契約金額を4,025万1,600円増額し、11億75万1,600円に変更契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第190号消防庁舎建設（建築）工事請負変更契約の締結についてであります。これは村岡・山科・三浦特定建設工事共同企業体代表者村岡建設工業株式会社と契約締結中の同工事について、契約金額を5,828万7,600円増額し、14億8,165万3,680円に変更契約を締結しようとするものであります。

以上、2件の契約案件につきましては、いずれも労務単価等のインフレスライド分の増額に伴うものであります。

次に、議案第191号高機能消防指令センター総合整備工事請負変更契約の締結について及び議案第192号消防救急無線デジタル化整備工事請負変更契約の締結についてであります。

いずれも扶桑電通株式会社東北支店と契約締結中の各工事について、工期の延長に伴い、現庁舎のアナログ通信機器の今年度中の撤去が困難となったことから、議案第191号については、契約金額を10万8,150円減額し、3億7,033万1,850円で、議案第192号については、契約金額を209万9,520円減額し、7億1,610万480円でそれぞれ変更契約を締結しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました4件の契約関係の案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第161号及び議案第167号公の施設の指定管理者の指定についてであります。これは平成27年4月1日から平成37年3月31日までの期間、岩城地域内各施設の指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

議案第161号、春の丘地域交流施設「いこいの家」については市社会福祉協議会を、議案第167号、滝俣多目的屋内体育施設を初めとする5つの多目的屋内体育施設については各自治会をそれぞれ指定しようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情について御報告申し上げます。

初めに、陳情第9号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書提出についての陳情であります。これはウイルス性肝硬変、肝がんに係る医療費助成制度の創設などについて、国への意見書提出を求める陳情であります。

次に、陳情第11号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書提出についての陳情であります。これは看護師などの労働環境を改善すること、医師、看護師、介護職員などを大幅にふやすことなどについて、国への意見書提出を求める陳情であります。

次に、陳情第12号介護従事者の処遇改善を求める意見書提出についての陳情及び陳情第14号介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出に関する陳情であります。これらは、いずれも介護職員の抜本的な処遇改善などについて、国への意見書提出を求める陳情であります。

以上、御報告申し上げました4件の陳情につきましては、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第15号専ら被保険者の利益のための年金積立金の安全かつ確実な運用に関

する意見書提出についての陳情であります。

これは、年金積立金の安全かつ確実な運用を堅持するとともに、リスク性資産割合を高める運用方法への変更を行わないことなどについて、国への意見書提出を求める陳情であります。なお審査を要するものとして、継続審査すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情第16号年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める意見書提出についての陳情であります。これは、年金削減の取りやめや全額国庫負担の最低保障年金制度の創設などについて、国への意見書提出を求める陳情であります。

年金生活者が不安な時代であり、採択すべきとの意見や、年金生活者の実情は理解するものの、現役世代の負担を考慮すると、不採択とすべきとの意見があり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定した次第であります。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。20番佐藤譲司君。

【産業経済常任委員長（佐藤譲司君）登壇】

○産業経済常任委員長（佐藤譲司君） 産業経済常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会において当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日付託分を除き、補正予算1件、その他4件、請願2件及び陳情1件の計8件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、議案第162号公の施設の指定管理者の指定についてであります。今年度中で指定期間が満了となる岩城地域の施設について、選定委員会での審査結果に基づき、富田町内会ほか8つの自治組織及び由利本荘市商工会を指定管理者として期間満了日翌日から、自然休養村センターについては4カ年、それ以外の施設については10カ年指定しようとするものであります。

続いて、議案第163号も公の施設の指定管理者の指定についてであります。これは、新たに指定する矢島地域の2施設及び今年度末で指定期間が満了となる岩城地域の施設について、選定委員会での審査結果に基づき、特定非営利活動法人あきた菜の花ネットワークほか岩城地域の8つの自治組織を指定管理者として平成27年4月1日から、矢島地域の2施設については4カ年、それ以外の施設については10カ年指定しようとするものであります。

続いて、議案第164号及び議案第165号も公の施設の指定管理者の指定についてであります。今年度末で指定期間が満了となるPR館おおうち及び西目ふるさと交流センターかしわ温泉について、選定委員会での審査の結果に基づき、PR館おおうちについては由利本荘市商工会を、かしわ温泉については株式会社西目町卸流通センターを指定管理者として、平成27年4月1日から4カ年指定しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました4件の公の施設の指定管理者の指定につきましては、条例の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第171号一般会計補正予算（第12号）であります。当常任委員会に審査

付託になりましたのは、歳入では15款、16款、20款、21款、歳出では5款、6款、7款、11款及び債務負担行為の追加、変更であります。

まず、歳入であります。

15款県支出金につきましては、緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金、あきた未来づくり交付金及び林道災害復旧費補助金の追加が主なものであります。

16款財産収入につきましては、鳥海地域ふれあいの社の立木等売払収入の追加であります。

20款諸収入につきましては、農業者年金業務委託手数料及び道の駅にしめにおける電気利用収入の追加が主なものであります。

21款市債につきましては、西目発電所更新事業の単独事業への移行に伴う県営土地改良事業債の減額及び林道災害復旧事業債の追加が主なものであります。

続いて、歳出であります。人件費以外の主な部分について御報告申し上げます。

5款労働費、1項労働諸費につきましては、雇用創造協議会への運営費補助金の追加であります。

6款農林水産業費、1項農業費につきましては、1目農業委員会費では、事業費の増額決定に伴う農業者年金業務受託事業費の追加が主なものであります。

3目農業振興費では、農業法人確保・育成事業費補助金及び周年園芸普及拡大対策事業費補助金の追加が主なものであります。

4目農業施設費では、大内地域の都市農村交流センター及び西目地域の農産物加工所の光熱水費増加による需用費の追加が主なものであります。

6目畜産業施設費では、矢島家畜ふん尿処理施設の電気料増加による需用費の追加が主なものであります。

7目農地費では、歳入でも触れましたが、西目発電所更新事業の単独事業への移行に伴う県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金及び多面的機能支払交付金の要望箇所確定による減額が主なものであります。

9目防災ダム施設費では、大内地域鬼ヶ台ダムのゲート巻き上げワイヤロープ修繕のため、委託料から需用費への組み替え補正が主なものであります。

2項林業費につきましては、2目林業振興費では、緊急雇用創出事業を活用した林業技術者の人材育成を委託する民有林整備促進事業費及びペレットストーブ等設置費補助金の追加が主なものであります。

3項水産業費につきましては、3目漁港漁場費では、測量設計業務委託料の確定による工事請負費の組み替え補正が主なものであります。

7款商工費、1項商工費につきましては、3目工業振興費では、首都圏在住の本市出身者等と市内事業主との懇談会や企業へのアンケートで情報収集を行い、企業の販路拡大や人材のマッチングに関して支援する、産業ネットワーク事業に係る経費及び本荘地域石脇の企業支援貸し工場に株式会社ホクセイ工業の入居が決定したことに伴う施設改修費補助金の追加であります。

5目観光費では、都内に開設しているうまいもの酒場やあきた美彩館を活用した本市特産品の販路拡大など、特産品振興に係る経費、台湾からのさらなる観光誘客促進のためのトップセールスに係る経費、東アジア訪日観光推進補助金の追加及びあきた未来づ

くりプロジェクトにおける施設の設計管理委託料の減額が主なものであります。

6目観光施設費では、各観光施設及び道の駅施設における光熱費の増加に伴う需用費の追加が主なものであります。

11款災害復旧費では、本荘地域鬼倉山線及び大内地域福田山線において測量調査の結果、復旧工法等が確定したことによる林道災害復旧事業費の追加であります。

続いて、債務負担行為の追加及び変更であります。

初めに、平成27年度果樹産地再生支援資金利子助成補助金であります。これは、平成22年の豪雪により被害を受けた果樹農家が将来にわたる産地の維持発展のために、必要な資金に対する利子助成補助金であり、期間を平成27年度から41年度までの15カ年、限度額を5万9,000円として設定するものであります。

次に、新規雇用奨励助成金であります。これは、今年度も実施している新規学卒者の常用雇用確保のための新規雇用奨励助成制度について助成対象期間を1年間延長するため、限度額を平成27年度において1,500万円として設定するものであります。

次に、秋田県緊急雇用創出等臨時対策基金事業（地域人づくり事業）であります。さきに触れました林業技術者人材育成事業を2カ年にわたって実施するため、平成27年度の限度額3,406万2,000円から4,508万5,000円に変更するものであります。

以上、御報告申し上げました本補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、請願及び陳情についてであります。

初めに、請願第2号政府による緊急の過剰米処理を求める意見書提出についての請願であります。これは、米価の下落が懸念されることから、政府による緊急の過剰米処理を求めることについて、意見書を国に提出することを求めるものであります。

米価の下落は農家のみならず、地域経済にも影響を及ぼすものであり、採択すべきとの意見もありましたが、本市においては平成26年産米の概算金下落対策として、10月の臨時会において県やJA秋田しんせいがそれぞれ行う融資資金について、保証料や利子分の支援費を補正予算として可決しており、本定例会では若干遅きに失した感があるものの、請願の趣旨は理解できるとの意見があり、採決の結果、全会一致で趣旨採択すべきものと決定した次第であります。

次に、請願第3号農業委員会、企業の農地所有、農協改革など「農業改革」に関する意見書提出についての請願であります。これは、政府が進める農業改革の中止や農政改革に当たっては、農家の担い手の軸を家族経営とし、これを支援する諸制度の充実などを求めるなどの2項目について、意見書を国に提出することを求めるものであります。

委員からは、全ての農業改革を中止することには反対であるとの意見や、農家の担い手の軸を家族経営とするとあるが、現在本市においても集落営農や法人化などを進めてきており、家族経営も含めた2本柱での農業政策が重要であるとの意見もあり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第13号労働法制の改悪に反対し安定した雇用の実現を求める意見書提出についての陳情であります。これは、労働者派遣制度の制度改悪を行わず、残業代ゼロの制度や解雇の金銭解決制度などを導入しないことなどを求める3項目について、意見書を国に提出することを求めるものであります。

労働者及び使用者双方の観点から慎重に審査した結果、なお審査を要するものとして、継続審査すべきものと決定した次第であります。

以上で、産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。22番長沼久利君。

【建設常任委員長（長沼久利君）登壇】

○建設常任委員長（長沼久利君） 建設常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会において当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日付託分を除き、条例関係2件、補正予算5件、その他2件の計9件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例関係であります。

議案第157号道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案では、平成26年4月に施行された道路法施行令の一部改正に伴い、平成27年4月1日から道路占用料の額を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、この改正により、年間の道路占用料収入が平成25年度比で1,000万円以上、約45%減の見込みとなっております。

続いて、議案第158号市営住宅設置条例の一部を改正する条例案では、由利地域の公営住宅滝沢館団地の建てかえにより、条例の一部を改正しようとするものであります。

条例の施行は、2戸建て2棟の新築が公布日から、5戸建て1棟の廃止が平成27年4月1日からとなっております。

次に、議案第166号公の施設の指定管理者の指定については、指定管理者の指定期間が今年度中に満了となる岩城地域の5カ所の集会所について、指定管理者を指定期間満了後から平成37年3月までの期間で指定するに当たり、地方自治法等の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第168号交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについては、昨年6月に本荘地域の市道で集水ますのグレーチングふたのすき間に自転車の前輪が落ち、運転者が転倒し、負傷した事故について、相手方に損害賠償金275万5,544円を支払うことにより和解するに当たり、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

最後に、各会計の補正予算であります。

議案第171号一般会計補正予算（第12号）において、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では14款、20款及び21款、歳出では4款、6款及び8款であります。

歳入において、14款国庫支出金では、交付額決定による社会資本整備総合交付金の減額、20款諸収入では、総合賠償補償保険金の追加、21款市債では、道路改良事業債及び除雪機械整備事業債の減額であります。

歳出において、4款衛生費、3項水道費では、東由利地域の板戸地区簡易給水施設整備事業費において、事業費の組み替え補正であります。

6款農林水産業費、1項農業費では、集落排水事業特別会計繰出金を減額しようとするものであります。

8款土木費、1項土木管理費では、職員人件費のほか、委員会開催回数増加等に伴う

土砂崩落技術調査委員会費の追加が主なものであります。

2項道路橋梁費では、社会資本整備総合交付金の交付額決定による街路灯整備、除雪機械購入及び道路改良事業費の減額のほか、街路灯の光熱水費や修繕料及び自転車転倒事故に関する損害賠償金の追加が主なものであります。

3項河川費では、職員人件費、5項都市計画費では、都市下水路の補修経費及び公園管理費における光熱水費を追加しようとするものであります。

6項住宅費では、公営住宅管理費における修繕料の追加が主なものであります。

続いて、議案第180号下水道事業特別会計補正予算（第5号）では、歳入において、事業費調整による下水道事業費補助金の追加及び市債の減額のほか、繰越金の追加及び矢島地域の国道108号道路工事関連補償費の減額であります。

歳出1款総務費では、精算見込みによる負担金システム更新業務委託料の減額のほか、処理施設の維持管理経費及び維持管理業務委託審査委員謝礼の追加が主なものであります。

2款事業費では、各地区の設計業務委託料の減額のほか、本荘地区の田尻野幹線支線及び岩城地区の道川浄化センター長寿命化工事費の追加などであります。歳入歳出それぞれ1,145万9,000円を追加し、総額を27億4,707万9,000円にしようとするものであります。また、地方債補正では、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の起債限度額を変更しようとするものであります。

続いて、議案第182号集落排水事業特別会計補正予算（第5号）では、歳入において、一般会計繰入金及び道路工事関連補償費の減額、消費税還付金及び資本費平準化債の追加であります。

歳出1款総務費では、処理施設の維持管理経費の追加のほか、大内地域の県道改良工事計画見直しに伴う補償工事費等の減額が主なものであります。

2款事業費では、東由利地区事業費において、事業費の組み替えが主なものであり、4款公債費では、財源更正であります。

歳入歳出それぞれ6,414万1,000円を減額し、総額を22億3,571万5,000円にしようとするものであります。また、地方債補正では、資本費平準化債の起債限度額を変更しようとするものであります。

続いて、議案第184号簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）では、歳入において、繰越金の追加及び水道管移設補償費の減額であります。

歳出1款総務費では、集落排水事業に伴う水道管移設補償工事費の減額及び修繕費等の施設維持管理費の追加などであります。

2款施設整備費では、各簡易水道に係る設計業務委託料の減額、工事費、施設用地取得費及び事業評価委員謝礼の追加であります。歳入歳出それぞれ86万7,000円を追加し、総額を8億8,215万5,000円にしようとするものであります。

続いて、議案第187号ガス事業会計補正予算（第4号）では、職員人件費及び計量法に定めるメーターの有効期限を迎えるメーターの取りかえ費用を追加しようとするものであり、収益的支出におけるガス事業費用の予定額を475万8,000円追加し、総額を11億9,329万9,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました全9件の付託案件につきましては、提案の趣旨を了とし、

原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

これより日程の順に従い、委員長報告に対する質疑、議案・請願・陳情についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、議案等を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、議案等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略または簡略にしたいと思っておりますので、御了承願います。

○議長（鈴木和夫君） 日程第2、議案第156号コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第156号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第3、議案第157号道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案及び日程第4、議案第158号市営住宅設置条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第157号及び議案第158号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第5、議案第159号東由利中学校改築工事（建築主体）請負変更契約の締結についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第159号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第6、議案第160号公の施設の指定管理者の指定についてから、日程第13、議案第167号公の施設の指定管理者の指定についてまでの8件を一括議題といたします。

各委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第160号から議案第167号までの8件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第14、議案第168号交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第168号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第15、議案第169号土地開発公社の解散についてを議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第169号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第16、議案第171号一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

総務、産業経済及び建設の各常任委員長の報告は、原案を可決すべきもの、教育民生常任委員長の報告は、意見を付して原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第171号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第17、議案第172号国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第172号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第18、議案第174号診療所運営特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、意見を付して原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第174号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第19、議案第176号情報センター特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第176号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第20、議案第178号介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第178号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第21、議案第180号下水道事業特別会計補正予算（第5号）から、日程第24、議案第187号ガス事業会計補正予算（第4号）までの4件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第180号、議案第182号、議案第184号及び議案第187号の4件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第25、議案第188号地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第188号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第26、議案第189号国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第189号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第27、議案第190号消防庁舎建設（建築）工事請負変更契約の締結についてから、日程第29、議案第192号消防救急無線デジタル化整備工事請負変更契約の締結についてまでの3件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第190号から議案第192号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第30、議案第193号一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。

総務、教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第193号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第31、請願第2号政府による緊急の過剰米処理を求める意見書提出についての請願を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、趣旨採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって請願第2号は、趣旨採択とすることに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第32、請願第3号農業委員会、企業の農地所有、農協改革など「農業改革」に関する意見書提出についての請願を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。5番佐々木隆一君。

【5番（佐々木隆一君）登壇】

○5番（佐々木隆一君） 請願第3号農業委員会、企業の農地所有、農協改革など「農業改革」に関する意見書提出についての請願を採択すべき立場で討論いたします。

財界と安倍政権は、歴代自民党政権が農業の危機的状態をつくったという真実をひっくり返し、原因は農協と農業委員会、企業の農地所有を禁じてきた農地法にあるとして規制改革が必要だと言い張っています。

6月に政府の規制会議が出した答申は、TPPに参加し、世界で最も企業が活躍しやすい日本をつくる成長戦略の一環として日本農業と国民の食を支えてきた家族農業を否定し、営利企業に農業と農地を解禁すること、その障害になっている農協や農業委員会の解体に等しい改革を要求したのであります。

農協については、農協中央会の廃止、全農の株式会社化、単位農協の金融、共済事業の廃止、大企業が農地を土地投機や産廃の処理場づくりができるように農地のつまみ食いをつまみ食いをフリーにする。農業委員会の見直しでは、公選制を廃止し、独立した行政委員会である農業委員会を行政の任命制にし、市町村長の下請機関に変質させるなどであります。

歴代の自民党政権の農業軽視政策で本市の人口も急減しています。昭和25年当時、10万9,000人だった人口は55年後の平成17年合併時には、8万9,000人で約2万人が減少しています。合併10年目のことしは8万2,000人で約7,000人の減、市の資料によりますと、今後30年で3割の減少となり、5万7,000人になり、2万5,000人が減少します。

現今の地方切り捨て、一極集中が続く限り、早晚、地方は存亡の危機が続き、やがてがらがらと崩壊することでしょう。それらを加速させるのが農業規制改革、低米価政策で、農家、農民の離農促進政策ではないでしょうか。今、地域の力と国民の共同で農業、農協、農地、とりわけ食料は、国産の安全なものを供給していただきたいというのが世論の大勢を占めているのであります。世論に応えるためにも本請願は採択すべきであります。

以上であります。

○議長（鈴木和夫君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告は、不採択とすべきものとしておりますが、本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。繰り返します。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立少数であります。よって請願第3号は、不採択とすることに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第33、請願第4号集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定に基づく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める請願を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。4番今野英元君。

【4番（今野英元君）登壇】

○4番（今野英元君） 請願第4号集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定に基づく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める請願を採択すべき立場から討論したいと思います。

「武器より1冊の本をください。1人の子供、1人の教師、1冊の本、1本のペン、それで世界は変えられる」これは、今年度のノーベル平和賞、史上初10代、最年少受賞者のマララ・ユスフザイのメッセージ、言葉であります。武器よりも無知と貧困からの脱却こそが平和という考え方に多くの国々の人が感銘、感動を受けました。この考え方は、安倍政権によって進められている安全保障政策とは全く反対、真逆の論理であります。

安倍内閣は、昨年12月6日に秘密保護法を成立させ、12月17日には国家安全保障戦略（ナショナル・セキュリティ・ストラテジー）を初めて策定して、武器輸出三原則の見直し方針を打ち出し、ことし4月1日の閣議で防衛装備移転三原則として正式決定されました。条件つきで武器輸出を認めるという政策転換を行ったのです。

しかし、何といたっても大きい出来事は、7月1日に閣議決定が強行された集団的自衛

権行使容認であります。これは、内閣の閣議による憲法解釈の変更だけで専守防衛を基本理念としてきた安全保障政策を転換するという事で、立憲主義を真っ向から否定する暴挙と言わざるを得ません。これは、まさに安倍内閣の国民と憲法に対するクーデターと言っても過言ではないことでもあります。

つまり、安倍内閣は日本版のNSC（国家安全保障会議）、秘密保護法、そして集団的自衛権の3点セットでアメリカと一緒に海外で戦争する国づくりをするということなのです。

人間によって行われる最も悲惨で残酷な行為、これが戦争という行為であります。この戦争という行為、古いのですが、今から180年前に近代の戦争というものを科学的に分析した方がいます。カール・フォン・クラウゼヴィッツであります。180年前の「戦争論」という本なのですが、現代でも十分に通用する有効的、論理的、そして説得力を持った本であります。

クラウゼヴィッツの示したテーゼというのは、戦争というのはほかの手段、つまり暴力を使って政治の継続、延長を行うということでもあります。そして、戦争を行うには、これが必要という3条件を示しているのです。つまり、戦争を行うための三位一体論、180年前にクラウゼヴィッツが言っています。

どんな3条件かといいますと、1つ目は、強烈なナショナリズムを初めとする多情な感情を持った国民がいなければいけない。2つ目は、不確実な戦闘を乗り切ることができる判断力を持った強力な軍隊が必要だ。3つ目は、国家と国民の知性を代表して合理的判断ができる政府が存在しなければいけない。ということは、戦争を避け、戦争という手段に訴えないためには、この3条件を逆説的に考えればいいわけです。

第1の構成要素である国民のナショナリズムを過剰にかき立てないこと、第2の戦闘できる強力な軍隊の存在を否定すること、第3の国家、国民の知性の代表の政府が知的で冷静で合理的な判断ができること、暴力という手段を使わない政治的解決を目指すということで戦争は回避することができるということでもあります。

このクラウゼヴィッツの戦争論というのは、随分古い話なのですが、1903年（明治36年）、森鷗外が「大戦学理」という名前で翻訳したのです。当時の軍隊の中でも鷗外が三、四回講演を行っていますが、日本の軍隊の中でクラウゼヴィッツの思想が十分に浸透してこなかったのは非常に残念なことでもあります。

それを踏まえて、今回の集団的自衛権の本質はどのようなものかということを考えてときに、これは自衛ではないのです。他衛であるということ、ほかを守るということでもあります。たとえ限定的であれ、日本が集団的自衛権の行使を容認すれば、他国で起こる戦争、戦闘で自衛官が死んだり、傷ついたり、あるいは他国の軍人、住民を殺傷するという可能性が飛躍的に高まるということでもあります。ということは、日本という国のあり方が基本的に変わってしまうということです。簡単に言うならば、戦争をしない国から戦争をする国への方向転換であります。

戦後という言葉はあるのですが、戦後という言葉をもっと使わないと言われていたのです。例えば、アメリカで戦後と言っても、何の、いつの戦後なのかかわからない、これがアメリカであります。第二次世界大戦の後なのか、朝鮮戦争の後なのか、ベトナム戦争の後なのか、イラク戦争の後なのか、単に戦後と言うだけで、アメリカの場合、

どの戦争の後なのか区別がつかない、これがアメリカであります。アメリカにとって戦争は常に存在するものであったのです。今でもそうです。ある意味、常に戦中であり、常に戦場で若者が死んでいく、これがアメリカであります。

これは、アメリカに限ったことではなくて、多くの国にとって戦争は常にある、シリアでもイラクでもウクライナでも戦争は世界中にあるのです。その国で戦争が行われていなくても、イギリスの若者もフランスの若者もドイツの若者も韓国の若者も戦場で死んでいる、それはその国が集団的自衛権を行使して戦争を行う国だからなのです。

第二次世界大戦後、日本は戦争はしていない。憲法9条によって戦争を放棄し、軍隊を持たない国になったからなのであります。だから、日本の若者は戦場で死んでいない。正確には、戦後唯一の戦死者となった方が1人いるんですが、その方は朝鮮戦争において、北朝鮮軍が朝鮮半島沖に仕掛けた機雷を除去するために極秘任務で従事し——、海上保安庁の方なんですが、中谷さんという方です。当時21歳で亡くなった方がいます。この方のお兄さん、中谷藤市という方が、現在の集団的自衛権論争について、国民不在のまま理屈だけで話が進んでいる——、戦死者が出るだけでなく、自衛隊が海外で人を殺すことになるかもしれないという自覚が全ての日本人にあるのかどうかと警鐘を鳴らしています。

安倍首相は、5月15日と7月1日の集団的自衛権をめぐる会見で国民の命と暮らしを守ると連発しました。赤ちゃんを抱いた母親の絵を指して、命を守らなくていいのかと言われれば、国民の多くは守らなければならないと多分答えるでしょう。しかし、安倍首相の会見の中で、より本質的だったのは次の部分であります。「他国の戦争に巻き込まれるといった批判があります——巻き込まれるという受け身の発想ではなくて、国民の命を守るために何をなすべきかという能動的な発想を持つ責任がある」と国民に言っているのです。つまり、安倍首相は、自衛隊には能動的に戦争に参加していく責任があり、国民はその責任を自覚すべきだということを語っているのです。大変重要な発言だと思います。

今のところ、自衛隊員の命を他国の戦争のため、危険にさらすという現実に向き合った議論が行われているとは、到底言いがたい状況にあると思います。戦争を行うとはどういうことなのか、戦争で人が人を殺すとはどういうことなのか、戦争で人が死ぬとはどういうことなのか、この件に関して安倍首相は何も語っていません。

ことは、第一次世界大戦からちょうど100年目という節目なんです。この第一次世界大戦に、日本も参加したのです。日英同盟を組んでいたので、集団的自衛権でイギリスから要請され、日本はドイツに宣戦布告しました。第一次世界大戦は非常に厳しい戦争だったのですが、日本がこの戦争において学んだことがあります。戦争を行うということは、国家を総動員、人も、お金も経済的にも工業的にも通商的にも金融的にも全て総動員しないと戦争は勝てないのだということを日本の国家も、国民も学んだし、そして世界の国々がやはり第一次世界大戦を通して、戦争をするということ、総動員をしなければ戦争は勝てないということを学んだのです。ですから、日本は第二次世界大戦、日中戦争に向けて拡大再生産を行っていった、戦争で拡大再生産を行っていったのです。

戦後69年になって、戦争を体験したことのない今の私たちなのです。1970年代に「戦争を知らない子供たち」という歌がありました。60歳を超えて、私たちは戦争を知らな

い大人になっています。国会議員の中でも80歳以上の国会議員が今はいないのです。最高齢で七十七、八歳。ですから、国会議員の中でも戦争を知らない国会議員がほとんどであります。

1954年生まれの安倍首相は、第一次政権時に初の戦後生まれの首相でありました。戦後日本の平和主義、平和憲法の根幹は、侵略戦争と植民地支配の反省という歴史認識に立っているのですが、これが安倍首相の歴史認識、戦争観とは全く相反するものであります。安倍首相の時代錯誤の同盟論、これに固執して首相の思いが絡み合って感情的に、情念的につくり上げられた——、このような政治感覚を持った安倍首相、まさに暴走する政治であります。その方がきのう記者会見を行って、きょうの新聞に、選挙の結果、集団的自衛権が認められたような発言をしております。戦争の痛みを知らない首相ほど危険な首相はいないと私は思います。

安倍首相は当たりさわりが非常にいいのです。「ほほ笑みのファシズム」「背広を着た軍国主義者」こういう安倍首相の考え方がまだ今の日本の市民社会の中に入り込む余地がある、日本民主主義の社会の中にこういう危険な思想が入り込むことがあるということを私は大変恐ろしく思います。この集団的自衛権に関して総務常任委員会で請願を不採択としたそうではありますが、非常に残念なことだと思います。

私は、そういう意味で集団的自衛権行使に関しては反対であります。請願第4号に対して採択すべきという立場から討論を行いました。ぜひとも議場の議員の皆さんの判断をよろしくお願い申し上げます。

終わります。

○議長（鈴木和夫君） ほかに討論ありませんか。12番大関嘉一君。

【12番（大関嘉一君）登壇】

○12番（大関嘉一君） 私は、請願第4号について不採択の立場から討論させていただきます。

4番議員は、閣議決定があたかも法案成立のごとく、あしたの日にも我が国の若者、自衛隊が戦場に駆り出されるような戦争への危機感をあおる御高説でございましたが、集団的自衛権は、1945年に署名された国連憲章第51条において全国連加盟国に与えられたれっきとした権利でございます。

本年7月1日の閣議決定は、関連法案が二十数本と言われるその整備のために、国家安全保障局を設置し、国会の場で議論しましょうという第一歩に過ぎず、議論の俎上へのせただけでございます。まだ法案は成立しておりません。

ヨーロッパ、中東、朝鮮半島初め、世界の秩序が揺れ動く中、加えて申し上げるなら、軍備増強を続け、我が国を挑発し続ける近隣諸国を目の当たりにしながら、ただ一国、平和の念仏だけを唱えていればいいのか。アメリカの一挙手一投足に反応する近隣諸国もあります。日米安全保障条約が我が国の安全保障に大きな抑止力として働いているのは明白な事実でございます。

戦中の軍部の暴走を教訓にシビリアンコントロール（文民統制）のもと、戦後は他国に向け鉄砲玉一つ撃ったことのない、世界に名立たる平和憲法を持つ我が国でございますが、昨今の世界紛争の複雑化、軍事技術の発達等に対する国内法での対応を苦慮する中、世界情勢の変化に対応するためにも、まずは議論を始めることは、将来の国益確保

の上でも必要不可欠と考えるものであります。

以上の観点から、請願第4号は不採択にすべきであります。議員皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木和夫君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告は、不採択とすべきものとしておりますが、本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。繰り返します。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立少数であります。よって請願第4号は、不採択とすることに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第34、陳情第9号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって陳情第9号は、採択することに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第35、陳情第11号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって陳情第11号は、採択することに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第36、陳情第12号介護従事者の処遇改善を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって陳情第12号は、採択することに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第37、陳情第14号介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出に関する陳情を議題といたします。

この陳情につきましては、陳情第12号と同一趣旨であり、陳情第12号は先ほど採択と決定されておりますので、一事不再議の原則により議決不要としたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。陳情第14号については、採択されたものとみなすことに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって陳情第14号は、採択されたものとみなします。

○議長（鈴木和夫君） 日程第38、陳情第16号年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。5番佐々木隆一君。

【5番（佐々木隆一君）登壇】

○5番（佐々木隆一君） 陳情第16号年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める意見書提出についての陳情を採択すべきとの立場から討論いたします。

陳情の理由にもありますが、物価が上がれば、それに応じて年金を引き上げ、その給付水準を維持する物価スライドの制度があるのに、それをしないで年金を引き下げる仕

組みが働き始めようとしている。これがマクロ経済スライドであり、これは年金改定に際して、保険料を負担する現役世代の減少と高齢者の長寿化に合わせて上げ幅を縮小する仕組みであります。これは、賃金物価が上がっても年金をほとんど上げず、目減りさせるものであり、年金受給者の生活に大きな打撃を与えます。

しかし、この仕組みには、名目年金額そのものは引き下げないという歯どめがあり、2004年の改革当時、厚労省が盛んに強調していたものであります。今回の提案は、事もあるうにその歯どめを廃止して、賃金、物価が下がっても構わず調整して年金額の引き下げを可能にするものであります。

平成26年財政検証結果は、マクロ経済スライドを基礎年金部分について、向こう30年間適用して年金を下げ続けることになっており、その結果、高齢期の基礎的消費支出を賄う基礎年金は、30%引き下げられることとなります。このように下げ続けて持続させる年金では、生存権を保障することができないことは明らかであります。

本市は、高齢化率も高く推移しており、年金者の受給額の大幅な減額は地域経済に大きな打撃になり、政府の経済の好循環政策にも逆行するのであります。

年金受給者は、年金の削減のほかにも後期高齢者医療保険料の2倍から10倍の引き上げ、国保税の引き上げ、介護サービスの取り上げなど、安倍政権が狙っている社会保障の切り捨てはすさまじいものがあります。

よって、本陳情は採択すべきであります。

以上であります。

○議長（鈴木和夫君） ほかに討論ありませんか。12番大関嘉一君。

【12番（大関嘉一君）登壇】

○12番（大関嘉一君） 陳情第8号の不採択に賛成の立場から討論させていただきます。

○議長（鈴木和夫君） 陳情第16号。

○12番（大関嘉一君） 訂正しておわびします。陳情第16号でございます。陳情第6号の不採択に賛成の立場から討論させていただきます。

○議長（鈴木和夫君） 陳情第16号です。

○12番（大関嘉一君） 失礼いたしました。ただいまの討論は取り消しさせていただきます。

○議長（鈴木和夫君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告は、不採択とすべきものとしておりますが、本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。繰り返します。本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立少数であります。よって陳情第16号は、不採択とすることに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第39、継続審査中の陳情第8号消費税10%への引き上げの中止を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。5番佐々木隆一君。

【5番（佐々木隆一君）登壇】

○5番（佐々木隆一君） 陳情第8号消費税10%への引き上げの中止を求める意見書提出についての陳情を採択すべきとの立場で討論いたします。

今の景気悪化は、民主、自民、公明の3党合意による消費税8%増税を強行したことによる増税不況であることは明らかであります。社会保障のためと言いながら医療も年金も大幅削減、財政再建のためと言いながら大企業に大減税、今回の消費税増税ほど道理の立たないものはないのであります。

安倍首相は、1年半先送りの後は景気がどうなっていくと消費税を10%にすると明言しました。10%増税は先送り実施でなく、各種のアンケート調査、あるいは市民の声を聞いても6割から7割の人が反対しているのが現状であります。先月、市商工会の役員の皆さんと意見交換しましたが、ほとんどの人がこれ以上増税されたら大変だ、地域の商店が次々に閉店、廃業すると危機感をあらわにしていました。

陳情の文中で社会保障の財源にも触れていますが、財源は大金持ち、富裕層や大企業への優遇税制を改め、能力に応じた負担の原則を貫く税制改革をすること、一例であります。史上最高益を上げたトヨタも直近の5年間では国税の法人税を一円も払っていないという例もあります。そして、285兆円にも上る大企業の内部留保の一部を活用して国民の所得増で税収をふやすことであります。先進国では普通にやっている名目で2%程度の経済成長ができれば、10年後には20兆円以上の税収増になると言われております。

今回の選挙の結果、自民圧勝だからアベノミクスや消費税などが信任されたと評価する向きもありますが、自民党は公示前の議席を減らしており、比例代表では得票率33%にとどまっており、自民が議席で多数なのは大政党有利の小選挙区制によるものであって、国民からあらゆる問題で白紙委任されたわけではありません。

なお、委員長報告で軽減税率の導入について論議があったとありましたが、この論拠の一つは増税を認めたものであり、増税した上で煩雑な軽減税率を導入するよりも、消費税8%に据え置く、あるいは5%に減税するほうがよほど軽減税率になるでしょう。

本陳情は、県都秋田市やにかほ市など、少なくない市町村で採択されており、本市議会の良識のある議決を期待するものであります。

以上です。

○議長（鈴木和夫君） ほかに討論ありませんか。12番大関嘉一君。

【12番（大関嘉一君）登壇】

○12番（大関嘉一君） 先ほどは失礼いたしました。

陳情第8号について不採択の立場から討論させていただきます。

税金は安いほどよろしい、この1点からは4番議員の賛成討論に同意する点もあります。

○議長（鈴木和夫君） 5番。

○12番（大関嘉一君） すみません、5番議員に同意する点もあります。

しかし、国は国民があつての国家、国家があつての国民でございます。国民が国家の安定のもと、平和で人間らしく、穏やかな生活を求めるのは国を超えた人類の切望でございます。

しかしながら、中東、アフリカ初め、政情不安の国が世界に散在しており、犠牲になっているのも、とりもなおさずその国民でございます。報道で見る限りの悲惨さは、我々の常識とはるかにかけ離れたものでございます。原因の大方が宗教、富の分配絡みでございます。

消費税は広く浅く、そして公平で安定的に入る利点のもと、世界の動向を見ても先進国と言われるイギリス、フランスが20%、ドイツが19%、消費税を課している国の上位30ぐらいの国の平均が約19%でございます。そして、総じて国情の安定している国家でございます。

各国の財政政策を指導する権限のある国際通貨基金（IMF）は、ことし5月、我が国に来年10月の消費税率10%引き上げを行うとともに、最低でも15%に引き上げることを重ねて求める声明を出しております。

国民総生産世界第3位の我が国は、もう世界経済の枠組みからは抜け出すことはできないのであります。

課税に関しては、5番議員言われるごとく課題もありますが、国家安定という大局的見地から容認すべきものと思うのであります。議員の皆様のお賛同よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木和夫君） 正午を回っておりますが、会議を続けます。

ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告は、不採択とすべきものとしておりますが、本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。繰り返します。本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立少数であります。よって継続審査中の陳情第8号は、不採択とすることに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第40、継続審査についてを議題といたします。

陳情第13号労働法制の改悪に反対し安定した雇用の実現を求める意見書提出についての陳情及び陳情第15号専ら被保険者の利益のための年金積立金の安全かつ確実な運用に関する意見書提出についての陳情については、各委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第111条の規定により、継続審査の申し出があります。各委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって陳情第13号及び陳情第15号の2件

は、継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第41、追加提出議員発案の説明並びに質疑を行います。

議員発案第4号地域経済の発展と雇用の安定に関する意見書の提出についてを上程し、提出者の説明を求めます。4番今野英元君。

【4番（今野英元君）登壇】

○4番（今野英元君） 議員、4番であります。

議員発案第4号地域経済の発展と雇用の安定に関する意見書の提出については、意見書案を朗読して説明したいと思います。

我が国の経済は、国の経済政策により、全体的には明るい兆しが見られるものの、その効果は中小企業や小規模事業者が多くを占める地方にまで、十分に及んでいるとはいえない状況にある。また、消費税率の引き上げにより、先行きを懸念している地域企業・生産者は少なくない。地域の隅々までに効果を行き渡らせるためには、地域の特性を生かした産業競争力の強化対策や雇用対策、さらには、中小企業・小規模事業者への支援など、地域経済が成長・活性化する対策を、国と地方が強力に連携して取り組むことが不可欠である。

雇用情勢に関しても、緩やかに改善してきているとはいえ、正規労働者の比率は依然として低く、厳しい状況が続いている労働者のうち、約9割が雇用関係のもとで働く「雇用社会」にいて、安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては地域経済の持続的な成長のために必要であり、雇用を安定させることは、国の重要な責務である。

現在、国においては、産業競争力会議や規制改革会議などの場において、柔軟で多様な働き方が可能となる雇用制度改革などの検討を進めているが、長時間労働を誘発する労働者保護規制の緩和は、雇用の不安定化や消費を下支えする労働者の個人消費にも影響を与え、国民生活の安定や経済の好循環に逆行する懸念がある。

よって、国においては、持続的成長につながる経済のさらなる発展と雇用の安定に向け、下記の事項について実施するよう強く求めるものである。

記。

1、今後、実施される経済対策は、地域の実情を十分に踏まえ、地域経済のさらなる発展に資する施策を、国と地方が強力に連携して取り組むこと。

2、雇用の不安定化につながる労働者保護規制の緩和には慎重に対応し、労働者の立場に立った雇用の安定化を図ること。

3、非正規労働者が年々増加している中で、消費の拡大や経済の好循環を生み出すためにも、派遣労働者などの不安定な雇用から、安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向け、関係する法律の整備を行うこと。

4、雇用・労働政策に係る議論は、ILOの三者構成主義にのっとり、労働者代表委員、使用者代表委員で構成される労働政策審議会で行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（規制改革）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）様。

秋田県由利本荘市議会議長、鈴木和夫。

以上、提案いたしますので、満場の御賛同をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（鈴木和夫君） これにて追加提出議員発案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。議員発案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第4号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議員発案第4号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第4号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第42、議員発案第4号地域経済の発展と雇用の安定に関する意見書の提出についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第4号は、原案のとおり可決されました。

この際、議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 0時10分 休 憩

午後 0時19分 再 開

○議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催し、先ほど採択されました陳情に係る委員会発案第3号から委員会発案第5号までの3件を日程に追加することといたしました。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付いたしております委員会発案第3号から委員会発案第5号までの3件を日程に追加することに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第43、追加提出委員会発案の説明並びに質疑を行います。

この際、お諮りいたします。委員会発案第3号から委員会発案第5号までの3件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第3号から委員会発案第5号までの3件は、提案説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。委員会発案第3号から委員会発案第5号までの3件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第3号から委員会発案第5号までの3件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第44、委員会発案第3号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書の提出についてから、日程第46、委員会発案第5号介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出についてまでの3件を一括議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第3号から委員会発案第5号までの3件は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、請願等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 以上をもって、今期市議会定例会の付議事件は全て終了いたしました。

去る11月28日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これに御協力をいただきました市当局並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

ことしの世相を一字であらわす漢字は、「税」でありました。来る27年度からは、合併当初の約束どおり、地方交付税の逡減が始まります。議員の皆様には、このことを御理解の上、議案審査に取り組んでいただきたいものと思えます。

また、ことしもわずかとなりました。2015年は、市民の皆様、当局職員、議員各位におかれまして、幸多き年となりますことを念じながら、これをもちまして、平成26年第4回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 0時23分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長 鈴木 和 夫

議 員 佐 藤 勇

議 員 渡 部 功